

## 令和4年度第2回 西三河南部西圏域 保健医療福祉推進会議 会議録

### 1. 日時

令和5年3月17日（木） 午後2時から午後2時20分まで

### 2. 場所

衣浦東部保健所 3階 会議室

### 3. 出席者

別添出席者名簿のとおり

### 4. 傍聴人

0名

### 5. 議事等

#### (1) 報告事項

愛知県地域保健医療計画の見直しについて

#### (2) 議題

ア 圏域項目の見直しにかかるスケジュールについて

イ 圏域医療計画策定委員会の委員の選任について

### 6. 会議の内容

#### ○事務局（衣浦東部保健所 川口次長兼総務企画課長）

それでは定刻となりましたので、令和4年度第2回西三河南部西圏域保健医療福祉推進会議を始めさせていただきます。私は本日の会議の進行を務めます、衣浦東部保健所次長の川口と申します。それでは、会議に先立ち、関係者を代表いたしまして衣浦東部保健所丸山所長より御挨拶を申し上げます。

#### ○事務局（衣浦東部保健所 丸山所長）

本日は、年度末の大変お忙しい中、西三河南部西圏域保健医療福祉推進会議にご出席いただきまして、ありがとうございます。また、日頃から本県の保健医療行政の推進に御理解と御協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

さて、医療計画については、医療法の規定に基づき、都道府県は医療提供体制の確保を図るための計画を定めることとされており、本県では、「愛知県地域保健医療計画」として策定しています。昭和62年8月の策定から過去9回の見直しを経て現在に至っておりますが、現行の医療計画の計画期間が令和5年度までとなっているため、計画を見直し、令和6年3月をめどに次期計画を公示することとされております。

この度、令和5年2月21日付け、県保健医療局長通知により、「医療計画作成要領」が示されましたので、本日は、まず報告事項として「地域保健医療計画の見直しについて」ご説明させていただき、その後、「圏域項目の見直しにかかるスケジュールについて」、「圏域医療計画策定委員会の委員の選任について」の2つの議題をご協議頂く予定としております。

限られた時間ではございますが、忌憚のないご意見をいただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○事務局（衣浦東部保健所 川口次長兼総務企画課長）

ありがとうございました。会議に先立ちまして、資料の御確認をお願いいたします。本日の資料は、次第の資料一覧の通りです。まず、事前に配布させていただきました資料は、「会議次第」、「愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領」、「資料1 医療計画作成要領について（令和5年2月21日 県保健医療局長通知）」、「資料2 圏域項目の見直しに係るスケジュールについて」、「資料3 圏域医療計画策定委員会の委員の選任について」です。本日の配布資料としましては、「出席者名簿」、「配席図」です。不足があります方、資料をお持ちでない方がいらっしゃいましたらお申し出ください。不足等はありませんでしょうか。なお、青色の冊子については、2022年度に委員の皆様にもご協力をいただきまして中間見直しを行い、策定されました現行の愛知県保健医療計画と、愛知県医療圏保健医療計画です。県のホームページにも掲載されておりますが、製本されたものが配布されましたので、委員の皆様にお渡しいたします。

続きまして、本来であれば、本日御出席をいただきました委員の皆様を御紹介すべきところがございますが、時間の関係もありますので、お手元の「出席者名簿」及び「配席図」をもちまして、御紹介に代えさせていただきます。次に、報道機関でございますが、本日はございません。また、本日の傍聴人もございません。

次に本会議の議長についてです。この会議の議長につきましては、愛知県保健医療福祉推進会議開催要領 第4条第2項により「会議の議長は、会議の開催の都度、互選により決定する」となっています。

そこで、事務局といたしましては、刈谷医師会長の世古口様を議長に推薦したいと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○構成員

異議なし

#### ○事務局（衣浦東部保健所 川口次長兼総務企画課長）

ありがとうございます。皆様の総意ということで、世古口様をお願いしたいと存じます。それでは世古口様、お願いいたします。

#### ○議長（刈谷医師会長 世古口会長）

刈谷医師会長の世古口です。この会議の議長を務めさせていただきます。円滑に議事を進めたいと思います。皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは議事に入ります前に、公開・非公開の取り扱いについて事務局から説明をお願いします。

#### ○事務局（衣浦東部保健所 川口次長兼総務企画課長）

本会議は、愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領第5条第1項におきまして、原則公開としております。

#### ○委員長（刈谷医師会長 世古口会長）

続きまして、会議の成立について事務局から報告をお願いいたします。

#### ○事務局（衣浦東部保健所 川口次長兼総務企画課長）

本会議の構成員の人数は20名でございます。現在の出席者は14名、うち委任状による代理出席が6名おられます。欠席は6名となっております。過半数に達しておりますので、愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領第4条第3項に基づき、本会議が有効に成立したことを報告します。

## ○委員長（刈谷医師会長 世古口会長）

それでは、議事に入ります。報告事項1「愛知県地域保健医療計画の見直しについて」、事務局から説明をお願いします。

## ○事務局（衣浦東部保健所 廣田真紀主査）

報告事項「愛知県地域保健医療計画の見直しについて」につきまして、ご説明をさせていただきます。

資料1「医療計画作成要領について」をご覧ください。はじめに、次期医療計画の計画期間でございます。医療計画は、医療法第30条の6第2項の規定により、「6年ごとに必要があると認めるときは変更する」とされておりますので、次期計画の計画期間につきましては、令和6(2024)年度から令和11(2029)年度までの6年間といたします。「1 医療計画の作成方針」でございます。(1) 次期医療計画は、現行計画と同様に、計画本文及び別表で構成いたします。(2) 現行計画では、「愛知県地域保健医療計画」とは別に、2次医療圏ごとの「医療圏保健医療計画」を作成しております。次期医療計画では、現行の「医療圏計画」を「計画本文」に統合し、一項目といたします。お、医療圏項目の記載については、内容を精査し、県民にわかりやすい計画としたいと考えております。統合した場合におきましても、具備される内容については、概ね変更はございません。

(3) 次期計画の記載事項は、「新興感染症発生・まん延時における医療」を追加し、6事業5疾病といたします。(4) 医療計画では、一般病床や療養病床の整備を図る地域的単位として、2次医療圏を設定することとされておりますが、次期計画においては、「愛知県地域医療構想」において設定した「構想区域」や「老人福祉圏域」等を考慮しながら検討を行う予定となっております。(5) 「基準病床数」につきましては、今年度末に国から示される算定方法に基づき見直しを行います。(6) 次期県計画は、現行計画をベースとして、掲載しているデータや「現状」の時点修正等を行い、必要に応じて「課題」や「今後の方策」、「指標」につきまして、見直しを行います。(7) 本県において「介護保険事業支援計画」として策定しております「愛知県高齢者健康福祉計画」については、次期医療計画と同時に見直しが行われることとなりますが、医療計画の一部として策定しました地域医療構想において、在宅医療等の充実強化に向け、その受け皿となる介護施設の整備について整合性を取っていく必要があることから、計画の見直しにおいても整合性を図っていきたいと考えております。(8) 「外来医療

計画」及び「医師確保計画」につきましても、計画期間が令和5(2023)年度までとなっておりますので、同様に見直しを行うこととなります。

資料を1枚おめくりいただきまして、2ページの下の方になりますが、(6)エ作成手順をご覧ください。(ア)圏域医療計画策定委員会でございます。圏域項目に関する事項の案を検討するため、圏域会議及び医療計画策定委員会を開催するとされていますが、その開催回数は予算の範囲内とされているため、策定委員会の委員は6名程度とし、圏域会議の構成員の属する団体の中から選出させていただきたいと考えております。

資料の右側に移りまして、(イ)作成の流れ でございます。計画の見直し全般に関しましては、愛知県医療審議会に諮問し、答申をいただくことといたします。県全体の計画内容につきましては、医療審議会医療体制部会におきまして、審議、検討を行ってまいります。圏域の計画内容につきましては、保健医療福祉推進会議におきまして、審議、検討を進めていくこととなります。具体的なスケジュールにつきましては、この後の議題1でご説明いたします。

資料を3枚めくっていただきまして、8ページの右側をご覧ください。圏域項目のイメージ図です。医療圏計画は、県の計画本文の後ろに第12章としてこのように加えられます。

9ページに移っていただきまして、各医療圏計画は、第12章中の節として記載され、西三河南部西医療圏は、計画本文の第12章第9節となります。資料の9ページ以降が、各医療圏ページの記載イメージでありまして、6事業5疾病は、10ページの右側のように、基本的にそれぞれ1ページに収まるように記載することとなります。西三河南部西医療圏の医療計画は、現行で100ページほどございますが、見直し後は10数ページになることとなります。

なお、今回の見直しは、来年度、県計画と同時に作業を行うこととなります。

また、国から作成指針が提示されるのが今月末の予定となっておりますので、記載項目などの具体的なことはまだ決定しておりません。今後、指針が示されましたら、策定委員会においてご報告させていただきます。医療計画の見直しにかかる報告事項は以上でございます。

## ○委員長（刈谷医師会長 世古口会長）

ただいまの説明に対して、御質問がありましたらお願いします。

<質問なし>

○委員長（刈谷医師会長 世古口会長）

続きまして、議題に入ります。議題1「圏域項目の見直しにかかるスケジュールについて」を、事務局から説明をお願いします。

○事務局（衣浦東部保健所 廣田主査）

引き続き御説明させていただきます。資料2をご覧ください。

「1 考え方」でございます。先ほどご覧いただきました資料1に、参考として「次期医療計画策定スケジュール（予定）」が示されておりますが、そちらに準拠し、県全体の計画に支障を及ぼさないよう、圏域保健医療福祉推進会議 及び、医療計画策定委員会を開催することを予定しております。

「2 スケジュール（案）」をご覧ください。左に「圏域保健医療福祉推進会議」、中央に「圏域医療計画策定委員会」、右に「県全体」の予定を記載しています。本日の会議は、令和5年3月の圏域保健医療福祉推進会議でございます。来年度、5月頃に「第1回医療計画策定委員会」を開催しまして、圏域項目の構成等の検討を行い、7月頃に開催予定の「第2回策定委員会におきまして、圏域項目の内容等について検討を行う予定としております。8月に「第1回 圏域保健医療福祉推進会議」を開催し、圏域項目の内容等の検討を行い、同月末までに、圏域項目（原案）を県へ提出します。その後、県の医療体制部会、医療審議会、パブリックコメント等を経まして、令和6年1月頃に、第3回医療計画策定委員会を開催し、圏域項目（原案）の修正を行います。それを受けまして、「第2回 圏域保健医療福祉推進会議」で、圏域項目（原案）の修正について協議を行い、再度、県へ提出する予定としております。事務局からは以上でございますが、このスケジュールが適当であるか、ご審議をお願いいたします。

○委員長（刈谷医師会長 世古口会長）

ただいまの説明で御質問、御意見がありましたら、お願いします。

<質問なし>

○委員長（刈谷医師会長 世古口会長）

策定委員会について日程がタイトでありますので、決まりましたら早めに教えていただきますとありがたいです。

それでは、「圏域項目の見直しに係るスケジュールについて」につきまして、事務局案のとおりとすることに賛成の方は、挙手願います。

### ○構成員

<挙手>

### ○委員長（刈谷医師会長 世古口会長）

ありがとうございました。挙手全員と認めます。よって、本議案は事務局案のとおり可決されました。

続きまして、議題2「圏域保健医療計画 策定委員会の委員の選任について」、事務局から説明をお願いします。

### ○事務局（衣浦東部保健所 廣田主査）

引き続きご説明させていただきます。資料3をご覧ください。

「1選任の考え方」でございます。（1）医療計画作成要領に従い、圏域保健医療福祉推進会議の構成員又は構成員の属する団体の役職員等の中から、構成員が推薦する者とします。（2）医療法に基づき、地域の医療提供体制の確保に関する計画を定めるものであることから、三師会、病院関係、及び行政機関から委員を選任いたします。（3）予算の制約上、民間の委員の上限は6名までとさせていただきます。

「2メンバーの案」でございます。上記1の考え方を踏まえまして、地区医師会から2名、地区歯科医師会から1名、地区薬剤師会から1名、病院関係から2名、行政機関から3名の合計9名で考えております。

「3依頼事項」です。（1）地区医師会、病院関係及び行政機関におかれましては、圏域保健医療福祉推進会議の構成員数が、医療計画策定委員会の委員数を上回っていることから、それぞれの団体等の中で調整していただき、令和5年4月10日をめどに、委員の選定もあわせて衣浦東部保健所にご連絡をお願いしたいと思います。（2）地区歯科医師会、地区薬剤師会におかれましても、同様に委員を選定していただき、令和5年4月10日をめどに、衣浦東部保健所にご連絡をお願いしたいと思います。（3）必要書類は、別途送付いたします。

事務局からは以上でございますが、委員の選任方法等につきまして、適当であるかご審議をお願いいたします。

#### ○委員長（刈谷医師会長 世古口会長）

ただいま事務局から説明がありましたように、県の方針により、策定委員会の民間のメンバーは6名までとなっております。また行政機関についても3市ということでもあります。地区医師会、病院関係及び行政機関については、それぞれこの圏域会議の構成員数から半数に絞ることになります。

この議案が可決されてからの話になるかと思いますが、こうした調整は困難が伴いますし、事務局からの要請もありましたので、議案の議決の前に、私の方から具体的な所属を提案させていただきたいと思っております。

医師会については、刈谷市、知立市、高浜市を区域とする「刈谷医師会」と、医療機関数及び人口の多い「安城市医師会」の2か所、病院関係については、この地域で医療計画の中核となる政策医療の多くを担っている「刈谷豊田総合病院」と「安城更生病院」の2病院、行政機関については、多くの人口を抱える「刈谷市」及び「安城市」と、へき地を有する「西尾市」の3市から委員を推薦いただくことを追加提案させていただきます。

それではまず議案2に戻りまして、「圏域保健医療計画 策定委員会の委員の選任について」、事務局の説明に対し、御質問がありましたらお願いします。

また、私からの提案に対しても御質問を受け付けます。

<質問なし>

#### ○委員長（刈谷医師会長 世古口会長）

まずは、「圏域医療計画 策定委員会の委員の選任について」につきまして、事務局案のとおりとすることに賛成の方は、挙手願います。

#### ○構成員

<挙手>

#### ○委員長（刈谷医師会長 世古口会長）

ありがとうございました。挙手全員と認めます。よって、本議案は事務局案の



とおり可決されました。

引き続きまして、県の医療計画の策定にあたり、この会議のメンバーの皆様、そして新たに策定委員会の委員に就任予定となる皆様、よろしく申し上げます。

引き続きまして、策定委員会の構成について、私から追加提案をさせていただきました、地区医師会の代表を「刈谷医師会」及び「安城市医師会」の2か所、病院関係の代表を「刈谷豊田総合病院」及び「安城更生病院」の2病院、行政機関の代表を「刈谷市」、「安城市」及び「西尾市」の3市とすることはいかがでしょうか。

#### ○構成員

異議なし

#### ○委員長（刈谷医師会長 世古口会長）

ありがとうございました。皆様の総意ということで、策定委員会のいいについて、よろしく申し上げます。策定委員会の委員選出される団体等におかれましては、4月10日までに委員を選定いただき、事務局に回答をお願いします。

それでは、最後に全体を通して、御意見、御質問等がありましたら、お願いします。

<質問なし>

#### ○委員長（刈谷医師会長 世古口会長）

これで本日、予定しておりました議事を終了いたします。構成員の皆様、ご協力いただきまして、どうもありがとうございました。

それでは、事務局に返します。

#### ○事務局（衣浦東部保健所 川口次長兼総務企画課長）

世古口様、ありがとうございました。これもちまして、「令和4年度第2回西三河南部西圏域 保健医療福祉推進会議」を終了します。

なお、本日の会議録につきましては、発言内容を発言者に御確認させていただいた上で、当保健所のホームページで公開する予定です。お帰りに際しましては、交通事故には十分お気をつけください。ありがとうございました

